

## 富里市暴力団排除対策協議会設置要綱

(令和 6 年 7 月 31 日 告示第 109 号)

改正 令和 7 年 3 月 28 日 告示第 38 号

## (設置)

第 1 条 市は、富里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 8 条の規定に基づき、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体が相互に連携して暴力団の排除を推進するため、富里市暴力団排除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (活動)

第 2 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 暴力団を排除するための広報啓発及び情報交換
- (2) 関係機関及び団体との連携
- (3) 暴力団の排除に資する知識及び技能を習得するための研修会等の実施
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

## (組織)

第 3 条 協議会は、役員、委員及び顧問等をもって組織する。

## (役員)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。

## (委員)

第 5 条 協議会の委員は、別表に掲げる者及び次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第 6 条 市長が委嘱する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補充による任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第7条 協議会に顧問等を置く。

2 顧問等は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 専任顧問 1名
- (2) 顧問 3名
- (3) 主任相談役 1名
- (4) 相談役 1名
- (5) 顧問付 若干名

3 専任顧問は、成田警察署長をもって充てる。

4 顧問は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課長
- (2) 公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター専務理事
- (3) 千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員長

5 主任相談役は、成田警察署刑事官をもって充てる。

6 相談役は、成田警察署刑事第二課長をもって充てる。

7 顧問付は、協議会における各顧問の任務を補佐する者として当該各顧問が指名した者をもって充てる。

(顧問等の任務)

第8条 顧問等は、会長の要請により会議に出席するほか、協議会の目的達成に必要な助言、指導等を行う。

(総会)

第9条 協議会の総会は、原則として年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

2 総会では、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 協議会の活動に関する重要な事項に関すること。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者に総会への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(連絡会)

第10条 会長は、協議会の目的を達成するため、連絡会を設置することができる。

2 連絡会は、当該連絡会に諮らうとする案件に係る市の職員のほか、市民及び事業者をもって組織する。

3 連絡会は、会長の命を受け、会長から指名された市の職員が招集し、会務を総括する。

(検討部会)

第11条 会長は、協議会の目的を達成するため、暴力団の排除に関する施策の検討又は協議を行う検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、当該検討部会に諮らうとする施策に係る市の職員をもって組織する。

3 検討部会は、会長の命を受け、会長から指名された市の職員が招集し、会務を総括する。

4 会長は、検討部会での検討又は協議を経て実施した事項について、総会に報告するものとする。ただし、当該事項を明らかにすることで協議会の目的の達成に支障が生じると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(出席者の代行)

第12条 総会、連絡会又は検討部会に出席する者は、代行を充てることを妨げない。

(情報の目的外使用の禁止)

第13条 総会、連絡会又は検討部会における会議その他の活動に参加した者は、知り得た情報等について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、総務部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示第38号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

消防長	総務部長	企画財政部長	健康福祉部長	経済環境部長	都市建設部長	教育部長
-----	------	--------	--------	--------	--------	------